

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	県民センター
○長崎県情報公開審査会規則の一部を改正する規則	〃
○知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則	建設企画課
◎ 告 示	
・知事所轄学校法人に対する公認会計士等の監査事項の指定	学事振興課
○県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等に対する報償金交付要綱の廃止	税務課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁政課
・五島海区においてさんご漁業の許可又は起業の認可をすることができる船舶隻数の最高限度の設定	資源管理課
・公示送達	林政課
○長崎県建設工事の指名基準の一部改正	建設企画課
・道路の区域の変更（2件）	道路維持課
・道路の供用の開始	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂防課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会計課
○かいの指定の一部改正	〃
○会計管理者の事務の委任の一部改正	〃
○長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額の一部改正	〃
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教育庁総務課
◎ 公 告	
・特定非営利活動法人の設立の認証申請	県民協働課
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定解除	学芸文化課
◎ 選挙管理委員会告示	
・個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設の指定	選挙管理委員会書記室
◎ 人事委員会規則	
○特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	〃

規 則

長崎県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第18号

長崎県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県情報公開条例施行規則（平成14年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「60日」を「3 か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6 ヶ月」を「6 か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第 5 号中「第10条第」を「第10条」に、「60日」を「3 か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6 ヶ月」を「6 か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第 6 号及び様式第12号中「60日」を「3 か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6 ヶ月」を「6 か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第13号中「はって」を「貼って」に改める。

様式第14号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第19条第 1 項」を「第19条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

長崎県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第19号

長崎県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

長崎県情報公開審査会規則（平成14年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「させよう」を「させ、若しくは交付をしよう」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第20号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年長崎県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第43条」の次に「(条例第44条の 2 において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第 3 号及び様式第 3 号の 2 中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第 4 号及び様式第 4 号の 2 中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3 か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第 5 号から様式第 7 号の 2 まで中「60日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第11号別紙、様式第11号の 2 別紙、様式第12号別紙及び様式第12号の 2 別紙中

「

住所又は居所 法人等にあつては、事務所 及び事業所の所在地	(〒      —      )
-------------------------------------	------------------

を

「

住所又は居所 法人等にあつては、事務所 又は事業所の所在地	(〒      ー      )
-------------------------------------	------------------

に改める。」

様式第13号、様式第13号の2及び様式第17号から様式第19号の2まで中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第21号中「第31条第2項」を「第31条第2号」に改める。

様式第21号の2中「第31条」を「第31条第2号」に改める。

様式第24号及び様式第24号の2中

「

事実との合致を 証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示 (      )
--------------------	--

を削る。」

様式第26号から様式第27号の2まで中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第30号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「第42条第1項」及び「第43条」の次に「(同条例第44条の2において準用する場合を含む。)」を、「保有個人情報」の次に「又は保有特定個人情報」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第21号**

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱」を「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」に改める。

第13条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

第16条第2項ただし書中「建設リサイクル法適用部分」を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）を適用する部分（以下「建設リサイクル法適用部分」という。）」に改める。

第19条第2項及び第3項、第41条第6項並びに第41条の2第8項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

様式第8号の6中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

様式第12号の4中「専任技術者」を「専門技術者」に改め、同様式備考5に次のように加える。

ハ 専門技術者はその専門工事の経歴を記載する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**告 示**

**長崎県告示第306号**

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

法第14条第3項ただし書の規定による「補助金の額が寡少」とあるとは、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合とし、これに該当する学校法人については、当該年度に限り公認会計士等の監査報告書の添付を免除する。

なお、知事所管学校法人に対する公認会計士等の監査事項指定の変更（平成13年長崎県告示第713号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年 3 月29日

長崎県知事 中村 法道

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

**長崎県告示第307号**

県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等に対する報償金交付要綱（昭和59年長崎県告示第335号）は、廃止する。

平成28年 3 月29日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県告示第308号**

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成28年 3 月29日

長崎県知事 中村 法道

別表資源管理課関係の表に次のように加える。

14	雇用型漁業育成支援事業費補助金	漁村地域の重要な雇用の場となっている定置網漁業及び中小型まき網漁業について、生産設備の導入又は改善及び加工、流通、観光等に一体的に取り組む優良な経営モデルづくりを支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域ビジネスモデル構築推進・普及事業 新たなビジネスモデルの確立のために漁業経営体、漁業協同組合、地方公共団体並びに加工、流通及び観光の事業者等で組織する会議（以下「地域雇用型漁業ビジネスモデル構築推進・普及会議」という。）が行うモデル計画の策定、実践及び検証に係る指導並びにモデルの普及に要する経費又は市町が当該事業に補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 地域ビジネスモデル実践・検証事業 地域雇用型漁業ビジネスモデル構築推進・普及会議が策定したモデル計画に基づく、生産設備の導入又は改善及び加工、流通、観光等の一体的な取組の実証並びに実践に要する経費又は市町が当該事業に補助する場合における当該補助に要する経費	(1) 3分の2以内  (2) 2分の1以内	(1) 地域雇用型漁業ビジネスモデル構築・普及会議 市町  (2) 地域雇用型漁業ビジネスモデル構築・普及会議により指定された定置網及び中小型まき網漁業経営体 市町
----	-----------------	--	---	------------------------------	--

別表水産振興課関係の表に次のように加える。

8	浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金	漁業就業者の確保及び各地域の実情に沿った漁業への新規就業者の定着の促進	次に掲げる事業に要する経費 (1) 担い手体験取組事業 漁業経験のない小学生から18歳に達するまでの者に対し、補助対象者が行う漁業体験研修等に要する経費 (2) 受け皿づくり推進事業	2分の1以内  2分の1以内	市町  市町
---	-------------------------	-------------------------------------	--	----------------------	--------------

	を図る。	新規漁業就業者の受入体制の整備及び漁業伝習所（支所）の設置、運営等に要する経費		長崎県漁業協同組合連合会 長崎県旋網漁業協同組合 一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 市町
		(3) 漁業就業実践研修事業 新規就業の意欲及び能力があると認められた者が受講する漁業技術研修に要する経費	2分の1以内	市町
		(4) 漁業継続支援研修事業 漁業経営を開始した者の技術向上若しくは漁業種類の転換又は多角化による経営安定のための研修の実施に要する経費	2分の1以内	市町
		(5) 小型漁船取得リース事業 漁業協同組合が新規漁業就業者（別に定める基準を満たす者に限る。）に対して利用させるための漁船（船体に装備された機関、航行機器、漁労設備及び営漁計画に必要漁具を含む。）の購入に要する経費について、補助対象者が補助する額又は当該購入経費の2分の1に相当する額（75万円を限度とする。）のいずれか低い額。（別に定める基準を満たす場合は、当該購入経費の2分の1に相当する額（75万円を限度とする。））	2分の1以内 とし、1件につき37万円を限度とする。 ただし、別に定める基準を満たす場合は、4分の3以内とし、1件につき56万円を限度とする。	市町

**長崎県告示第309号**

長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号）第24条第1項の規定に基づき、五島海区において「さんご漁業」の許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

五島海区において、さんご漁業（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの採捕を目的とするものに限る）の許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の最高限度は、5隻とする。

**長崎県告示第310号**

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（平成28年2月12日長崎県告示第103号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南島原市役所において掲示した。

なお、その要旨は次のとおりである。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

1 森林所有者

- (1) 住所 南島原市深江町乙678  
氏名 茂 斌
- (2) 住所 福岡県福岡市早良区小田部7丁目14-18-404  
氏名 下田 功

- (3) 住所 福岡県山田市大字下山田135  
氏名 直江 保
- 2 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- (1) 南島原市深江町乙字中板首679の4  
(2) 南島原市深江町乙字中板首682の1  
(3) 南島原市深江町甲字杉尾2505
- 3 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 4 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第311号**

長崎県建設工事の指名基準（平成8年長崎県告示第1111号の2）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

本文中「長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱」を「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」に改める。

**長崎県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市愛野町甲字古新田龍宮脇4353番地先から 雲仙市愛野町甲字宮ノ下4271番1地先まで	前	36.2～76.5	390.3	
	後	23.0～55.3	390.3	

**長崎県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町田中触字田ノ上929番5地先から 壱岐市郷ノ浦町田中触字田ノ上929番1地先まで	前	10.6~14.3	14.3	
	後	10.1~13.6	14.3	

長崎県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市郷ノ浦町田中触字田ノ上910番1地先から 壱岐市郷ノ浦町田中触字田ノ上929番1地先まで	平成28年3月31日

長崎県告示第315号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用する と想定される衝撃 に関する事項
大村-(急)-345	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
大村-(急)-346	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-347	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-348	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-350	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-351	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-352	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-353	大村市武留路町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
大村-(急)-354	大村市松原1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

大村-(急)-355	大村市松原1丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-358	大村市松原2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-359	大村市松原2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-360	大村市松原3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-361	大村市松原3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-362	大村市松原3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-364	大村市松原3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-365	大村市松原3丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-367	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-368	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-369	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-370	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-373	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-374	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-375	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-376	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-377	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-378	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-379	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-381	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-382	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
大村-(急)-383	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-385	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-386	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-388	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



大村-(急)-389	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-390	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-392	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-393	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-394	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-395	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-396	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-397	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-398	大村市東野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-399	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-400	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-400-2	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-400-3	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
大村-(急)-401	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-401-2	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-402	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-402-2	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-403	大村市草場町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-404	大村市福重町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-405	大村市福重町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-406	大村市福重町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-407	大村市福重町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-408	大村市福重町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-409	大村市皆同町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-409-2	大村市皆同町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

大村-(急)-409-3	大村市皆同町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-410	大村市皆同町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-411	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-412	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-412-2	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-413	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-414	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-415	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-415-2	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-415-3	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-416	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-417	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-417-2	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-418	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-419	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-420	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-421	大村市今富町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-422	大村市弥勒寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-423	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-423-2	大村市野岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-423-3	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-424	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-425	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-426	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-427	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

大村-(急)-427-2	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-428	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-429	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-430	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-430-2	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-431	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-432	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-433	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-434	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-434-2	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-434-3	大村市立福寺町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-435	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-435-2	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-435-3	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-436	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-437	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-438	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-438-2	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-439	大村市野田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-440	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-441	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-442	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-442-1	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-442-2	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-443	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

大村-(急)-444	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-445	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-446	大村市荒瀬町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-447	大村市池田2丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-448	大村市上諏訪町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-448-2	大村市上諏訪町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-448-3	大村市上諏訪町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-448-4	大村市上諏訪町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-449	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-450	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-450-2	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-451	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-451-2	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-452	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-453	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-454	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-455	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-455-2	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-456	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-457	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-458	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-459	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-459-2	大村市重井田町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-460	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-461	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

大村-(急)-462	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-463	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-464	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-465	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-465-2	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-465-3	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-465-4	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-465-5	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-465-6	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
大村-(急)-465-7	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-466	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-466-2	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-466-3	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-466-4	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
大村-(急)-466-5	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-467	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-468	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-468-2	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-469	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-470	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-471	大村市原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-472	大村市雄ヶ原町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-473	大村市宮代町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-474	大村市田下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-474-2	大村市田下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

大村-(急)-475	大村市田下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-476	大村市田下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-477	大村市田下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-478	大村市田下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-479	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-480	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-481	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-482	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-482-2	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-483	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-483-2	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-484	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-485	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-486	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-487	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-487-2	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-488	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-489	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-489-2	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-489-3	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-489-4	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-490	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-491	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-491-2	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-491-3	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

大村-(急)-492	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-493	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-494	大村市中岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-495	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-496	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-497	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-498	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-499	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-500	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-500-2	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-500-3	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-501	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-502	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-502-2	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-503	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-504	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-504-2	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-505	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-505-2	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-506	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-507	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-508	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(急)-509	大村市黒木町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-49	大村市東野岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-50	大村市重井田町	土 石 流	警戒区域

大村-(土)-51	大村市重井田町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-52	大村市宮代町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-53	大村市宮代町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-54	大村市宮代町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-54-2	大村市宮代町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-54-3	大村市宮代町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-55	大村市原町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-56	大村市原町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-57	大村市田下町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-58	大村市田下町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-59	大村市田下町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-60	大村市田下町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-61	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-62	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-63	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-64	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-65	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-66	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域
大村-(土)-67	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-68	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-69	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-70	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-71	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-72	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-73	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域



大村-(土)-74	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-75	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-76	大村市中岳町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-77	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-78	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-79	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-80	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-81	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-82	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-83	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-84	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-85	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-86	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-87	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-88	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域
大村-(土)-89	大村市黒木町	土 石 流	警戒区域、特別警戒区域

**長崎県告示第316号**

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

1の表親和銀行本店の項中「佐世保看護学校、佐世保警察署」を「佐世保警察署」に改め、同表親和銀行田平支店の項中「県北振興局保健部、肉用牛改良センター」を「肉用牛改良センター」に改める。

**長崎県告示第317号**

かいの指定（平成11年長崎県告示第496号の18）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

本則中「長崎振興局長崎港湾漁港事務所  
県北振興局保健部  
五島振興局上五島支所」  
「各こども・女性・障害者支援センター  
佐世保看護学校」  
を「長崎振興局長崎港湾漁港事務所  
を 五島振興局上五島支所」に、  
「各こども・女性・障害者支援センター  
を こども医療福祉センター」に改める。

こども医療福祉センター 』

**長崎県告示第318号**

会計管理者の事務の委任（平成11年長崎県告示第496号の19）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

表中「県北振興局会計課出納員  
 県北振興局保健部出納員  
 五島振興局総務課出納員  
 」を「県北振興局会計課出納員  
 五島振興局総務課出納員  
 」に、

「各こども・女性・障害者支援  
 センター出納員  
 佐世保看護学校出納員  
 こども医療福祉センター出納員  
 」を「各こども・女性・障害者支援  
 センター出納員  
 こども医療福祉センター出納員」に改める。

**長崎県告示第319号**

長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額（平成14年長崎県告示第657号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

表3の項中第3号を削る。

**長崎県告示第320号**

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、平成28年度予算に係る補助金等から適用する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

別表の1教育環境整備課関係の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から11の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表の2義務教育課関係の表1の項補助事業の内容、対象経費等の欄中「公立小・中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

別表の3高校教育課関係の表中3の項及び4の項を削る。

別表の5学芸文化課関係の表中1の項補助事業の内容、対象経費等の欄中第6号を次のように改める。

(6) 無形民俗文化財保存公開事業

ア 国又は県指定の無形民俗文化財の文化財保護法第87条、第88条及び第91条又は文化財保護条例32条の規定に基づく保存公開等に要する経費

イ 別に定める基準により算定する経費

別表の5学芸文化課関係の表1の項中

(9) 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援 推進事業 別に定める基準により算定する経費	補助事業者が市町 のときは補助対象 経費から国庫補助 額を減じた額の5 分の2以内、市町 以外の場合は補助 対象経費から国庫 補助額を減じた額 の3分の1以内
(10) 文化的景観保護推進事業	補助対象経費から

別に定める基準により算定する経費	国庫補助額を減じた額の5分の2以内
(11) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 ア 国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区の文化財保護法第146条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費	補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内
(12) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業 別に定める基準により算定する経費	補助事業者が市町 のときは補助対象 経費から国庫補助 額を減じた額の5 分の2以内、市町 以外の場合は補助 対象経費から国庫 補助額を減じた額 の3分の1以内

を  
「

(9) 文化的景観保護推進事業 別に定める基準により算定する経費	補助対象経費から 国庫補助額を減じ た額の5分の2以 内
(10) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 ア 国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区の文化財保護法第146条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費	補助対象経費から 国庫補助額を減じ た額の5分の2以 内
(11) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業 別に定める基準により算定する経費	補助事業者が市町 のときは補助対象 経費から国庫補助 額を減じた額の5 分の2以内、市町 以外の場合は補助 対象経費から国庫 補助額を減じた額 の3分の1以内

に改める。

別表5の表学芸文化課関係の表5の項補助事業の内容、対象経費等の欄中第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要す
--

る経費のうち次に掲げるもの ア 参加生徒の旅費 出場生徒の旅費のうち団体割引又は学生割引後の交通費（壱岐又は対馬地区の生徒にあつては壱岐又は対馬と県境駅（小長井又は三川内）間の船賃相当額及び鉄道賃相当額、その他の離島地区の生徒にあつては当該離島地区と本土間の船賃相当額）及び宿泊費（1泊を限度とする。） イ 県高等学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費
(3) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業 県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの ア 参加生徒の旅費 出場生徒（マネージャーを含む）の旅費のうち交通費（水路・鉄道利用にあつては団体及び学生割引後の実費額、バス借上にあつては目的地までの運賃相当額と借上実費額を比較して、いずれか低い額）及び宿泊費 イ 各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費

別表の6体育保健課関係の表中6の項及び7の項を次のように改める。

6	平成29年度全国中学校体育大会開催費補助金	平成29年度全国中学校体育大会を円滑に開催することを目的とする。	平成29年度全国中学校体育大会開催準備に係る経費（県内開催競技）	予算の範囲内で知事が定める額	平成29年度全国中学校体育大会長崎県実行委員会
7	平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会開催費補助金	平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会を円滑に開催することを目的とする。	平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会開催準備に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	平成29年度国民体育大会第37回九州ブロック大会長崎県実行委員会

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証申請があつたので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあつた年月日 平成28年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称 NPO法人 ナガサキ・ドリームプロジェクト
  - (2) 代表者の氏名 東 雄一

## (3) 主たる事務所の所在地 長崎市五島町1番23号3F

この法人は、長崎で起業されたい方々に向けて、起業に必要なノウハウの指導と、経営資源を集めるためのプレゼンテーション技術の指導、またそのプレゼンテーションイベントの開催等を通じ、起業家の発掘・教育と支援を継続的に行い、長崎の街づくり、経済力の発展、雇用の創出に寄与することを目的とする。

## 3 縦覧の場所及び期間

## (1) 縦覧の場所

長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課

## (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2月間

## 教育委員会告示

## 長崎県教育委員会告示第3号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第30条第2項の規定により、平成28年3月2日付けをもって、次のとおり指定が解除された。

平成28年3月29日

長崎県教育委員会委員長 池松 誠二

指定が解除された県指定の文化財

種 別	名 称	所 在 地	保持団体
無形民俗文化財	上五島神楽	新上五島町	上五島神楽保存会

## 選挙管理委員会告示

## 長崎県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、平戸市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

平成28年3月29日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平戸市未来創造館	平戸市岩の上町1458-2	平成28年3月2日

## 人事委員会規則

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

## 長崎県人事委員会規則第8号

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。  
別表アの壱岐市の項中

杵岐振興局農林水産部農業企画課及び地域普及課 杵岐振興局建設部杵岐空港管理事務所 杵岐家畜保健衛生所 埋蔵文化財センター	3級
杵岐振興局 杵岐振興局農林水産部農林整備課、水産課及び杵岐水産業普及指導センター 杵岐保健所 県北部海区漁業調整委員会事務局杵岐駐在	2級

杵岐振興局農林水産部農業企画課及び地域普及課 杵岐家畜保健衛生所 埋蔵文化財センター	3級
杵岐振興局 杵岐振興局農林水産部農林整備課、水産課及び杵岐水産業普及指導センター 杵岐保健所 杵岐振興局建設部杵岐空港管理事務所 県北部海区漁業調整委員会事務局杵岐駐在	2級

を

に改め、別表イの佐世保市の項中

宇久高等学校	2級
--------	----

宇久高等学校	3級
--------	----

を

に改め、別表ウの平戸市の項中

獅子町警察官駐在所 津吉警察官駐在所 志々伎町警察官駐在所 大島警察官駐在所	2級
---	----

大島警察官駐在所	3級
獅子町警察官駐在所 津吉警察官駐在所 志々伎町警察官駐在所	2級

を

に改め、同表松浦市の項中

鷹島警察官駐在所	2級
----------	----

鷹島警察官駐在所	2級
福島警察官駐在所	1級

を

に改め、同表対馬市の項中

豆酩警察官駐在所 浅藻警察官駐在所 檜滝警察官駐在所 琴警察官駐在所 佐賀警察官駐在所	6級
佐須警察官駐在所 加志警察官駐在所 水崎警察官駐在所 佐護警察官駐在所 峰警察官駐在所	5級
久須保警察官駐在所 芦浦警察官駐在所 浦底警察官駐在所 豊玉警察官駐在所 対馬北警察署 比田勝警察官駐在所	4級
対馬南警察署 巖原交番 美津島警察官駐在所	3級

檜滝警察官駐在所 琴警察官駐在所 峰警察官駐在所 佐賀警察官駐在所	6級
豆酩警察官駐在所 浅藻警察官駐在所 水崎警察官駐在所 佐護警察官駐在所	5級
佐須警察官駐在所 加志警察官駐在所 芦浦警察官駐在所 浦底警察官駐在所 豊玉警察官駐在所 対馬北警察署 比田勝警察官駐在所	4級
対馬南警察署 巖原交番 美津島警察官駐在所	3級

を

対馬空港警備派出所	
-----------	--

久須保警察官駐在所 対馬空港警備派出所	
------------------------	--

に改め、同表新上五島町の項中

友住警察官駐在所 立串警察官駐在所 上荒川警察官駐在所	3級
新上五島警察署 奈良尾警察官駐在所 鯛ノ浦警察官駐在所 上五島警察官駐在所 奈摩警察官駐在所 新魚目警察官駐在所 若松警察官駐在所	2級

友住警察官駐在所 立串警察官駐在所 若松警察官駐在所 上荒川警察官駐在所	3級
新上五島警察署 奈良尾警察官駐在所 鯛ノ浦警察官駐在所 上五島警察官駐在所 奈摩警察官駐在所 新魚目警察官駐在所	2級

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過規定)

- 2 施行日の前日において特地勤務手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「新規則」という。）に基づく特地勤務手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日における特地勤務手当（以下「旧手当」という。）の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その者の施行日の前日における給料の月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算出した額）に達しないこととなるもの（新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があつた場合を除く。）においては、新手当の月額が当該職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該旧手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。
- 3 警察に所属する一般職の職員に対する前2項の規定の適用については、前項中「施行日の前日に勤務していた公署」とあるのは「平成28年2月29日に勤務していた公署」とする。
- 4 職員給与と条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の附則第2項の規定により支給される特地勤務手当は、当該額から当該額の算出の基礎となる給料月額にこの規則による改正前の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づく支給割合（以下「改正前の支給割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（施行日の前日において受けていた給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の施行日の前日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該施行日の前日において受けていた給料月額から当該施行日の前日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に改正前の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 職員の給与の臨時特例に関する条例（平成27年長崎県条例第35号。以下「臨時特例条例」という。）第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の附則第2項の規定により支給される特地勤務手当は、当該額から当該額の算出の基礎となる給料月額に改正前の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に当該職員に適用される臨時特例条例第2条第1項の表の左欄に掲げる管理職手当の区分に応じ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。
- 6 職員給与と条例附則第28項及び臨時特例条例第2項第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の附

則第2項の規定により支給される特地勤務手当は、前2項の規定にかかわらず、附則第4項の規定による額から、附則第2項の規定による特地勤務手当の額の算出の基礎となる給料月額（職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号）附則第9項から第11項まで及び職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）附則第11項から第13項までの規定による給料を含む。）に改正前の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から附則第4項の規定により附則第2項の規定による額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

### 長崎県人事委員会規則第9号

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市町名	学校名	級別区分	
長崎市	池島小学校 池島学校給食共同調理場	3級	
	池島中学校	2級	
	高島小学校 高島中学校 尾戸小学校	1級	
	佐世保市	黒島小学校 黒島中学校 相浦小学校高島分校	3級
		宇久小学校 宇久中学校 佐世保市宇久学校給食センター	2級
大村市		黒木小学校	1級
平戸市	堤小学校 野子小学校 野子中学校 度島小学校 度島中学校 大島小学校 大島中学校 大島学校給食共同調理場	2級	
	根獅子小学校 中津良小学校 津吉小学校 南部中学校 志々伎小学校 生月小学校 生月中学校 中南部学校給食共同調理場 生月学校給食共同調理場	1級	
	松浦市	青島小学校 青島中学校	3級



	福島養源小学校 福島中学校 鷹島小学校 鷹島中学校 福島学校給食共同調理場 鷹島学校給食共同調理場	1級
対馬市	西小学校 仁田小学校 仁田中学校 東小学校 西部中学校 東部中学校 峰学校給食共同調理場 仁田学校給食共同調理場	5級
	豆酩小学校 豆酩中学校 大調小学校 佐須中学校 今里小学校 南小学校 小綱小学校 豊小学校 豆酩学校給食共同調理場 佐須学校給食共同調理場	4級
	金田小学校 美津島北部小学校 浅海中学校 豊玉小学校 豊玉中学校 乙宮小学校 佐須奈小学校 佐須奈中学校 比田勝小学校 比田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場	3級
	巖原小学校 巖原中学校 巖原北小学校 久田小学校 久田中学校 鶏鳴小学校 雞知中学校 大船越小学校 大船越中学校 巖原学校給食共同調理場 美津島学校給食共同調理場	2級
壱岐市	三島小学校 原島学校給食調理場	4級
	渡良小学校 沼津小学校 初山小学校	2級

	鯨伏小学校 勝本小学校 勝本中学校 霞翠小学校 箱崎小学校 瀬戸小学校 那賀小学校 田河小学校 八幡小学校 芦辺小学校 筒城小学校 芦辺中学校 壱岐市学校給食センター	
	盈科小学校 柳田小学校 志原小学校 石田小学校 石田中学校 郷ノ浦中学校	1 級
五島市	椛島小学校 椛島中学校 久賀小学校 久賀中学校 嗟峨島小学校 嗟峨島中学校 久賀島学校給食共同調理場	5 級
	玉之浦小学校	3 級
	玉之浦中学校 平成小学校 浜窄小学校 岐宿中学校 奈留小学校 奈留中学校 岐宿学校給食センター 奈留学校給食センター	2 級
	福江小学校 福江中学校 緑丘小学校 奥浦小学校 奥浦中学校 崎山小学校 崎山中学校 本山小学校 翁頭中学校 大浜小学校 富江小学校 富江中学校 盈進小学校 三井楽小学校 三井楽中学校 岐宿小学校 川原小学校	1 級

	山内小学校 福江学校給食センター 富江学校給食センター 三井楽学校給食センター	
西海市	江島小学校 江島中学校 平島小学校 平島中学校	5級
小値賀町	小値賀小学校六島分校	5級
	小値賀小学校大島分校 小値賀中学校六島分校	4級
	小値賀小学校 小値賀中学校 小値賀町学校給食共同調理場	1級
新上五島町	若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校 浜ノ浦小学校 今里小学校 北魚目小学校 北魚目中学校 奈良尾小学校 奈良尾中学校 新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター	2級
	青方小学校 上五島中学校 上郷小学校 魚目小学校 魚目中学校 有川小学校 有川中学校 東浦小学校 上五島学校給食センター 有川学校給食センター	1級

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

## (経過規定)

2 施行日の前日においてへき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係るこの規則による改正後のへき地手当等の支給に関する規則（以下「新規則」という。）に基づくへき地手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日におけるへき地手当（以下「旧手当」という。）の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その者の施行日の前日における給料の月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算出した額）に達しないこととなるもの（新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日以後当該教職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。）においては、新手当の月額が当該教職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき

地手当を支給する。

- 3 市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の附則第2項の規定により支給されるべき地手当は、当該額から当該額の算出の基礎となる給料月額にこの規則による改正前のべき地手当等の支給に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づく支給割合（以下「改正前の支給割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（施行日の前日において受けていた給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該教職員の施行日の前日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該施行日の前日において受けていた給料月額から当該施行日の前日に属していた職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に改正前の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 職員の給与の臨時特例に関する条例（平成27年長崎県条例第35号。以下「臨時特例条例」という。）第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の附則第2項の規定により支給されるべき地手当は、当該額から当該額の算出の基礎となる給料月額に改正前の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に当該教職員に適用される臨時特例条例第2条第1項の表の左欄に掲げる管理職手当の区分に応じ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 市町村立学校職員給与条例附則第26項及び臨時特例条例第2項第1項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の附則第2項の規定により支給されるべき地勤務手当は、前2項の規定にかかわらず、附則第3項の規定による額から、附則第2項の規定によるべき地勤務手当の額の算出の基礎となる給料月額（職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号）附則第9項から第11項まで及び職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）附則第11項から第13項までの規定による給料を含む。）に改正前の支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から附則第3項の規定により附則第2項の規定による額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

発行者  
長崎県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二  
六一

印刷  
人所

長崎  
市  
樺島  
町  
八  
番  
十  
二  
号

株式  
会社  
寺  
ク  
イ  
田  
ク  
ブ  
リ  
ン  
ト  
弥